

平成31年度 2号・3号 甲府市利用者負担額（保育料）表

各月初日の在籍入所児童の属する世帯区分			利用者負担額（保育料）月額					
階層区分		定 義	0.1.2歳児クラス		3歳児クラス		4.5歳児クラス	
国	市		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
2	B0	A階層を除く特別世帯	0	0	0	0	0	0
	B	A階層を除く市民税非課税世帯	4,400	4,400	3,200	3,200	3,200	3,200
3	C1	市民税が均等割の額のみ世帯	10,400	10,200	7,600	7,500	7,600	7,500
	C2	市民税所得割額が48,600円未満の世帯	14,200	14,000	10,600	10,400	10,600	10,400
4	D1	48,600円以上52,000円未満の世帯	17,200	16,900	14,600	14,300	14,600	14,300
	D2	52,000円以上67,000円未満の世帯	19,200	18,900	16,600	16,300	16,600	16,300
	D3	67,000円以上85,000円未満の世帯	20,200	19,900	17,600	17,300	17,600	17,300
	D4	85,000円以上97,000円未満の世帯	27,400	27,000	23,600	23,200	23,600	23,200
5	D5	97,000円以上143,000円未満の世帯	29,800	29,300	26,600	26,200	24,800	24,400
	D6	143,000円以上155,000円未満の世帯	36,400	35,900	28,400	27,900	25,000	24,600
	D7	155,000円以上169,000円未満の世帯	40,800	40,200	28,400	27,900	25,000	24,600
6	D8	169,000円以上237,000円未満の世帯	44,400	43,700	28,400	27,900	25,000	24,600
	D9	237,000円以上301,000円未満の世帯	48,200	47,400	28,400	27,900	25,000	24,600
7・8	D10	301,000円以上の世帯	48,400	47,600	28,400	27,900	25,000	24,600

- 保育が必要な時間により、保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）の二つの区分に分けられます。
- 課税額を計算する場合には、寄付金控除及び住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除（税額控除）は適用されません。
- 2人以上同時に入所の場合、2人目は半額、3人目以降は無料になります。
- 市民税所得割額が57,700円未満の世帯は、生計を一にする第1子の年齢に関わらず、2人目は半額、3人目以降は無料になります。
- 市民税所得割額が169,000円未満の世帯は、生計を一にする第1子の年齢に関わらず、3歳未満児（3号認定児童）の第2子以降の保育料は無料になります。
- 市民税非課税世帯は、生計を一にする第1子の年齢に関わらず、2人目以降は無料になります。
- ひとり親世帯・障がい児（者）のいる世帯等については、1つ下の階層となります。ひとり親世帯等で市民税所得割額が77,101円未満の世帯は、生計を一にする第1子の年齢に関わらず、1人目は半額もしくはB階層の額のいずれか低い額、2人目以降は無料になります。
- 基準日に、0歳～15歳までの子どもが3人以上いる世帯の保育料については、3人目以降の子どもの年少扶養控除があるものとみなします。
- 保育料の他に給食代や通園バス代等の費用が別途必要となる場合があります。

平成31年度 1号 甲府市利用者負担額（保育料）表

階層区分	定 義	利用者負担額（保育料）月額
第1階層	生活保護世帯	0円
第2階層	市民税非課税世帯 市民税所得割額非課税世帯	0円
	ひとり親世帯等	2,200円
第3階層	市民税所得割額が77,101円未満の世帯	2,200円
		7,800円
第4階層	市民税所得割額が77,101円以上211,201円未満の世帯	18,200円
第5階層	市民税所得割額が211,201円以上の世帯	23,400円

○課税額を計算する場合には、寄付金控除及び住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除（税額控除）は適用されません。

○満3歳から小学校3年生までの範囲（就学前の場合は幼稚園・認定こども園・保育所等を利用している必要があります。）において、2人目は半額、3人目以降は無料となります。

○市民税所得割額が77,101円未満の世帯は、生計を一にする第1子の年齢に関わらず、2人目は半額、3人目以降は無料となります。

○市民税非課税世帯（市民税所得割額非課税世帯を含む）は、生計を一にする第1子の年齢に関わらず、2人目以降は無料となります。

○ひとり親世帯・障がい児（者）のいる世帯等で、市民税所得割額が77,101円未満の世帯は、生計を一にする第1子の年齢に関わらず、2人目以降は無料となります。

○基準日に、0歳～15歳までの子どもが3人以上いる世帯の保育料については、3人目以降の子どもの年少扶養控除があるものとみなします。

○保育料の他に給食代や通園バス代等の費用が別途必要となる場合があります。

平成31年度利用者負担額（保育料）の切替えについて

利用者負担額（保育料）の算定にあたっては、市民税額に基づいて決定しています。平成31年度（4月～8月）の利用者負担額（保育料）は、平成30年度の市民税額で算出され、平成31年度（9月～3月）の利用者負担額（保育料）は、平成31年度の市民税額で算出されます。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成30年度の市民税額に基づく保育料					平成31年度の市民税額に基づく保育料						

○利用者負担額（保育料）は、父母両方（世帯状況によっては、祖父母等も含む。）の市区町村民税をもとに算出されますので父母両方の情報が必要となります。平成30年（または31年）1月1日現在、未申告の方（育児休業等により、収入のない方も含む。）は、申告をしていただく必要があります。

※修正申告等により税額に変更があった時は、変更が分かった翌月から変更後の市民税額で保育料を算定します。遡及はいたしませんので、変更となった場合は速やかに子ども保育課までお知らせください。

※世帯の主たる所得者が、倒産や傷病により失業または休廃業をし、世帯の収入が著しく減少した場合や、居住用家屋が不慮の災害により損害を受けたことにより、保育料の負担が困難であると認められる世帯については、利用者負担額（保育料）が軽減される場合があります。また、婚姻によらないで母または父となった保護者に対して税制度の寡婦（夫）控除が適用されるものとみなし、利用者負担額（保育料）が軽減される場合があります。詳しい内容につきましては、子ども保育課までお問い合わせください。